

# 新型インフルエンザ等対策に係る連絡訓練（情報伝達訓練）実施要領（抄）

## 第1 趣旨

この要領は、新型インフルエンザ等対策に係る情報伝達訓練（以下「訓練」という。）の実施について、必要な事項を定める。

## 第2 適用

訓練は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に基づき実施する。

## 第3 訓練の目的

新型インフルエンザ等発生時における、県と関係機関との情報伝達等に関する業務遂行能力の向上を図ることを目的とする。

## 第4 実施日時・場所

訓練は、内閣官房が主催する平成27年度新型インフルエンザ等対策訓練（以下「政府訓練」という。）と連動し、政府訓練と同日に実施する。

日時：平成27年11月27日（金）9:00～12:00

場所：訓練参加者それぞれの執務室

## 第5 参加機関

県、市町村、指定地方公共機関

（公益社団法人青森県医師会、一般社団法人青森県歯科医師会、一般社団法人青森県薬剤師会、公益社団法人青森県看護協会、青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、十和田ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、黒石ガス株式会社、一般社団法人エルピーガス協会、十和田観光電鉄株式会社。弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、南部バス株式会社、下北交通株式会社、弘南バス株式会社、公益社団法人青森県トラック協会、青森県道路公社）

## 第6 実施体制

訓練は、保健衛生課長を進行管理者とし、参加機関の協力を得ながら、保健衛生課が実施する。

## 第7 実施方法

政府訓練において政府対策本部から提供される新型インフルエンザ等対策に関する情報を、県から参加機関へ伝達する。

また、その後、受信報告の確認を行い、情報伝達システムの検証を行う。

## 第8 訓練設定等

### 1 訓練設定

- (1)実施場所を訓練参加者それぞれの執務室としていることから、訓練参加者の参集は行わない。
- (2)訓練の開始は、保健衛生課長が訓練開始を宣言した時点とする。
- (3)訓練の終了は、参加機関からの受信報告を確認し、保健衛生課長が訓練終了を宣言した時点とする。
- (4)訓練開始前及び訓練中において、自然災害や危機管理事案等が発生した場合は、当該災害等を所管する部局等からの連絡を受け、保健衛生課長が訓練中止を宣言する。

### 2 状況付与・訓練想定

- (1)政府訓練と連動した訓練であることから、政府対策本部から連絡のあった状況をそのまま参加機関に付与する。
- (2)訓練実施日は、想定上の平成X年11月27日とする。
- (3)詳細は、別紙「情報伝達訓練の想定」のとおりとする。

### 3 情報伝達時刻

現実の想定に近づけるため、県から参加機関への情報伝達時刻は公表しない。

### 4 情報伝達手段等

- (1)県から参加機関への情報伝達に当たっては、夜間・休日や担当者の不在等、様々な場面が想定されることから、複数の伝達手段を確保する観点から、メール及びファックスの両方を用いる。
- (2)訓練参加者の電話番号、ファックス番号、メールアドレスは、**別添1**「新型インフルエンザ等対策に係る情報伝達等訓練 連絡先一覧」のとおりとする。
- (3)市町村に対してファックスによる文書を送信する際は、青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送（ファックス送信）を使用するものとし、保健衛生課は事前に防災消防課に対して送付作業を依頼する。なお、同ネットワークにより伝送された文書を受けた市町村防災担当課は、当該市町村新型インフルエンザ等対策担当課に同文書を回付するものとし、保健衛生課は事前に市町村防災担当課に対して回付を依頼する。

### 5 実施手順

訓練実施手順の概要は次のとおり。

なお、各参加機関の具体的な訓練方法は、**別添2**「新型インフルエンザ等対策に係る情報伝達訓練進行シナリオ」及び**別添3**「新型インフルエンザ等対策に係る情報伝達訓練手順書」のとおりとする。

(1) 受信（保健衛生課）

- ・保健衛生課は、政府対策本部からメール送信された情報を受信。

↓

(2) 送信（保健衛生課・防災消防課→参加機関）

- ・保健衛生課は、保健所及び指定地方公共機関にメール及びファックス。  
市町村（新型インフルエンザ等対策担当課）にメール。  
防災消防課にメール。
- ・防災消防課は、市町村（防災担当課）に「青森県防災情報ネットワーク」によりファックス。

↓

(3) 受信・報告（参加機関→保健衛生課）

- ・参加機関は、県からの情報を受信。直ちに、受信時刻及び確認時刻（電子メール及びファックスの両方）を、別紙「情報伝達訓練受信確認書」に記載し、電子メールにより保健衛生課に報告。

↓

(4) 確認（保健衛生課）

- ・保健衛生課は、参加機関から「情報伝達訓練受信確認書」の報告を受け、確実に情報が伝達されたことを確認。なお、情報伝達時の不具合等が確認された場合は、速やかに原因を究明し、対応を検討する。

## 第9 その他

### 1 作成文書に関する取扱い

保健衛生課が付与する状況に関する文書を使用するため、参加機関は、原則として本要領に定める様式以外の文書は作成しないものとする。なお、保健衛生課が訓練により作成した文書には、その右上または左上に「**訓練**」と記載する。

### 2 訓練時の服装

平服とする。なお、作業服等でも差し支えない。